

○湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、湯梨浜町補助金等交付規則（平成16年湯梨浜町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、町内に自らが定住する目的で住宅を新築又は購入する若者夫婦・子育て世代に対し、その住宅の新築又は購入を支援することにより、住生活の安定向上を図り、子育て支援を行うとともに、定住促進により町の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を受けてから5年以上対象住宅に居住しようとする者で、補助金の交付を申請した日において次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助金交付申請年度の4月1日現在において、夫婦のいずれかが35歳以下の者
- (2) 補助金交付申請日において、世帯で中学生以下の子ども2名以上（申請時に妊娠中であり、補助対象事業完了時において、2名以上養育することが確認できる場合を含む。）を養育している者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 本人又は世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員である者
- (2) 納付すべき市町村税を滞納している者

(対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、補助対象者が自ら居住する目的で町内に新築又は購入する住宅とする。ただし、土地と対象住宅の所有者が異なる場合にあつては、土地所有者との間に建築及び定住の同意が確認できた住宅に限る。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象住宅を新築又は購入する事業で、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の12月31日までに完了する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち居住の用に供する部分に係るもの（土地の購入等に要する経費は除く。）とする。

(補助金の算定等)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定により得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、予算の範囲内でこれを交付するものとする。

- (1) 補助対象事業が、対象住宅を新築又は購入する事業の場合、補助対象経費に100分の5を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。
- (2) 補助対象事業が、中山間地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域）に対象住宅を新築又は購入する事業の場合、補助対象経費に100分の6を乗じて得た額。ただし、60万円を限度とする。
- (3) 補助対象事業が、湯梨浜町土地開発公社の保有する町内の分譲地に対象住宅を新築する事業の場合、補助対象経費に100分の10を乗じて得た額。ただし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、同一の世帯に対して1回限りとする。

(補助金の申請及び決定等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める日までに申請しなければならない。

2 申請者は、補助対象事業に着手する前に湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
- (3) 位置図、平面図及び立面図
- (4) 補助対象事業着手前の現場写真
- (5) 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者が分かる書類及び対象住宅の所有者と土地所有者が異なる場合にあっては確認書（様式第3号）

- (6) 市町村税の納税証明書
- (7) 住民票の謄本（妊娠中の場合にあつては母子健康手帳の写しを含む。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助することを決定したときは湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助しないことを決定したときは湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を取り壊し、売却し、又は転居をしたとき。
- (2) 補助金交付決定者が5年以内に町外に転出したとき。
- (3) 補助対象事業の完了の日の属する年度と同年度内に対象住宅に入居しないとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により交付決定を受けたとき。

（補助金の変更及び実績報告）

第9条 補助金交付決定者が補助金の申請内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第17条第1項の規定による実績報告は、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業報告書及び収支決算書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 平面図及び立面図
- (4) 補助対象事業の成果が確認できる写真
- (5) 対象住宅及び土地の登記事項証明書
- (6) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- (7) 住民票謄本等対象住宅に住所を移したことの確認できる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

3 前項の実績報告は、補助対象事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

4 規則第17条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金進捗状況報告書(様式第8号)を申請日の属する年度の3月末日までに提出しなければならない。

(着手届及び完了届)

第10条 補助対象事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

(活用状況等の報告)

第11条 町長は、補助金の交付後5年間、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対し、補助金により新築又は購入した住宅の活用状況等について報告を求めることができる。

2 町長は、補助金交付決定者が前項に規定する報告の求めに応じないときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月18日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月23日告示第67号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月16日告示第24号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月14日告示第60号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条、第9条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

電 話 番 号

湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付申請書

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業
- 2 交 付 申 請 額 円
- 3 添付書類
 - (1) 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
 - (2) 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
 - (3) 位置図、平面図及び立面図
 - (4) 補助対象事業に着手する前の現場写真
 - (5) 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者が分かる書類及び対象住宅の所有者と土地所有者が異なる場合にあつては確認書(様式第3号)
 - (6) 市町村税の納税証明書
 - (7) 住民票の謄本(妊娠中の場合にあつては母子健康手帳の写しを含む)
 - (8) その他町長が必要と認める書類

【誓約事項・同意事項】

私と私の世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団員の構成員でないことを誓約します。

また、本補助金の交付に係る審査及び交付後5年間の居住状況の確認等のため、私と私の世帯員に係る住民基本台帳の記録及び納税状況等個人情報に関し、町長が関係機関に照会し、調査することに同意します。

氏 名

様式第2号(第8条、第9条関係)

湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

1 事業計画

1	住宅の所在地 (分譲地)	湯梨浜町 (団地)		
2	土地の所有者	(住宅所有者と異なる場合のみ)		
3	住宅の構造及び 規模	構造 階建	4 新築・購入の別	
5	見積(決算)額	円	6 補助対象経費	円
7	補助金 交付申請(決定)額	※1,000円未満の端数切り捨て ※補助対象経費× /100(上限 円)		
8	事業開始(予定) 年月日	年 月 日	9 事業完了(予定) 年月日	年 月 日
10	夫婦の年齢、又は養育 している子どもの数			
11	事業の目的			

2 収支予算(決算)

(1) 収入

区分	予算額 (決算額)	備考
補助金	円	
自己資金	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出

区分	予算額 (決算額)	備考
住宅購入費	円	
住宅建設工事費	円	
設計監理費	円	
その他	円	
計	円	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

住 所

氏 名

㊟

確 認 書

私の所有する下記の土地について、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業により住宅を建築することに同意し、町が湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付要綱第3条に定める期間について、退去・取り壊し等を求めないことを確認します。

記

- 1 土地の所在地
- 2 住宅の入居者

第 年 月 日 号

申請者 様

湯梨浜町長

年度湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金については、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象事業は、 年 月 日付で申請のあった湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業として、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。ただし、補助対象事業内容及び経費に変更が生じた場合は、変更承認申請をしなければならない。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 申請者は、湯梨浜町補助金等交付規則(平成16年湯梨浜町規則第50号)及び湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付要綱(平成27年湯梨浜町告示第33号)に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 5 付帯条件
 - (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を取り壊し、売却し、又は転居をしないこと。
 - (2) 補助金交付決定者は補助金の交付を受けた日から5年以内に町外に転出しないこと。
 - (3) 補助金対象事業の完了の日の属する年度と同一年度内に対象住宅に入居すること。
 - (4) 上記の付帯条件のいずれかに反したときは、補助金の交付決定を取り消す。既に交付された補助金がある場合は、全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

様式第5号(第8条関係)

第 年 月 日
号

申請者 様

湯梨浜町長

年度湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金については、次の理由に基づき不交付決定しましたので、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 申請者
- 2 対象住宅を取得する場所
- 3 事業完了予定年月日
- 4 理由

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

年度湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業変更(中止)承認申請書

年 月 日付第 号をもって交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更(中止)したいので、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助金の名称 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金
- 2 交付決定額
- 3 変更(中止・廃止)後の額
- 4 差 引 き
- 5 変更(中止・廃止)の時期
- 6 変更(中止・廃止)の理由
- 7 添付書類
 - (1) 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
 - (2) 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
 - (3) 位置図、平面図及び立面図
 - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

電 話 番 号

年度湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった 年度湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業が完了したので、湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業報告書及び収支決算書(様式第2号)
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 平面図及び立面図
- (4) 補助対象事業の成果が確認できる写真
- (5) 対象住宅及び土地の登記事項証明書
- (6) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- (7) 住民票謄本等対象住宅に住所を移したことの確認できる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所
氏 名
電 話 番 号

湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、湯梨浜町補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
交付決定を受けた年度に係る実績	円	円
交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込	円	円
着工年月日	年 月 日	
完成予定年月日	年 月 日	